

## 長崎市農業委員会 令和6年9月総会 議事録

1 日 時 令和6年9月30日(月) 14:00 開会  
15:45 閉会

2 会 場 長崎市役所7階 大会議室  
(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博  
会長職務代理者 山口 眞佐栄

### 4 出席農業委員(17名)

井川 義英	池田 憲二	岩本 隆	植田 正和	尾崎 正孝
上川 満治	柴原 恵	永岡亜也子	野中 麻美	平尾 政博
増田 茂	松尾 隆治	峰 忠幸	森保 欣也	柳川 八百秀
山口 眞佐栄	山崎 実男			

### 5 欠席農業委員(2名)

岩永 一也 森山 安男

### 6 出席推進委員(21名)

浦川 英敏	川添 孝則	城戸 利美	久保 正	田中 幹生
鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人	野口 洋太郎
野本 英世	濱口 敏夫	濱口 雅洋	本田 雅博	松本 貞幸
三浦 信男	宮崎 好徳	村田美津枝	森内 悟己	山口 憲昭
山下 和孝				

### 7 欠席推進委員(3名)

今村 秀喜 松浦 行信 松本 守

### 8 出席職員

【農委事務局】 木場事務長 茶屋本農政管理係長 木下農地係長 浦上主事  
【農林振興課】 峯松営農指導係長 伊藤主任

### 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和6年9月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、9月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は17名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は、21名です。報告は以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。森保欣也委員と柳川八百秀委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○森保委員・柳川委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。

本日は、その他の事項がございます、「令和6年度経営所得安定対策に伴う現地確認業務について」、及び「令和6年度農作物被害調査（1回目）及び令和7年度以降の国の補助事業を活用したイノシシ防護柵設置事業要望調査の実施について」の説明のため、農林振興課の職員の方に出席いただいております。時間の都合もございますので、先にこちらの説明をお願いし、その後、議案審議に進みたいと思います。それでは、私の方から皆様に職員のご紹介をさせていただきます。農林振興課峯松営農指導係長です。本日はよろしくお願ひします。それでは、その他の事項1及び2について、農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課営農指導係長 皆さんこんにちは。ただいまご紹介にあずかりました、農林振興課の峯松と申します。私は今年の4月から前任の末永の後任ということで、農作物とか畜産物の振興をしたり、各種補助事業ですね、有害鳥獣対策等を担当しております係の係長をさせていただきます。また、本日は水田、畑作等の担当をしております伊藤と来させていただきました。総会の貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。皆様にできるだけ分かりやすく説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは、座って説明させていただきます。

それではまず初めに、「令和6年度経営所得安定対策に伴う現地確認業務について」という資料をご覧ください。こちらは例年皆様にご協力をいただいております、水田の転作の現地確認業務になります。今年もぜひお願いをしたいということで説明に参っております。一枚めくっていただいて、1番の経営所得安定対策についてということで、目的につきましてはそちらに記載のとおりで特に2つ目の丸のところですがけれども、水田のコメの生産というところを進めながらも、地域ごとに特色のある作物を推進するということで、長崎市におきましては下の水田活用の直接支払交付金という中で、①の地域振興作物の生産支援という部分で、イチゴとかアスパラガス、トマト、花きを作っていた場合には、1反あたり26,000円を交付金としてお支払いしているところがございます。また、それ以外の②で地域振興作物以外の転作作物につきましても1反あたりで17,000円のお支払いをしています。昨年度は127件の農家の皆さんからの申請に対しまして、4,733,000円をお支払いしています。今年度は9月現在の見込みでございますけれども、122件の申請があつておまして、5,177,000円の交付金をお支払いする予定としております。

次に2番の交付までの手続きでございますけれども、こちらは我々が事務局を務めます、長崎地域農業再生協議会といたしまして、農業委員会の方にも入っていただいております。また、農協さんとか共済に、そういったところに加わっていただいている団体で事業を進めております。交付までの流れですがけれども、4月から6月までの間に各地区で面談会等をして、農家の皆さんから申請書を提出していただいております。それを事務局の方で整理しまして、国の方に今年度はこれくらいの件数で、これくらいの面積で、こういったものを作りますよという報告をさせていただいておりますので、そちらの現地確認ということで、皆様をお願いをしたいと思っております。時期といたしましては、11月から1か月くらい時間を取りまして確認をお願いしたいと考えております。

次に実際の確認方法ですがけれども、次のページを開いていただいて、現地確認実施要領ですがけれども、2つ目の中点の確認事項というところをご覧ください。次のページに現地確認簿の記入例というのをこちらの方で準備させていただきますけれども、そちらに記載されている作物、水田に例えばイチゴを植えます、アスパラを植えますということで事前に申請をいただいているんですけども、それが実際に作付けされているかというところの確認をお願いします。実際に現地を見ていただいて、仮に収穫が終わってしまっていて、判断が難しい場合は実際に作られている農家さんから聞き取りなどを行って、確認をしていただければと思います。また、実際に確認簿に記載されている申請の面積と実際に作付けされている面積が合っているかどうかの確認もお願いします。明らかに面積に増減がある場合、100㎡以上の増減がある場合は、直接聞き取りを行って、なぜ申請していた面積から変わっているのかということの確認をお願いできればと思います。また、赤書きをしておりますけれども、国の制度の改正等もございまして、例えば国庫事業でしっかりとしたビニールハウスを建てたりとか、そういった基礎がしっかりとしたような施設を建てている場合は、対象になるのが今年度から難しいという話も出てきておりますので、そちらについては我々の方で細かいところは調査をかけるようにしているようにしておりますけれども、皆さんには現地確認を行った際に細かいところまで聞いていただく必要はござ

いませので、そこにハウスやそれ以外の建物が建っているかどうかだけを確認していただいて、建っていれば丸をつけていただければと思います。

次に記載要領ですけれども、こちらの記入例に記載のとおりで特に何もなければ印鑑を押して、確認日と確認者名のところを書いていただければと思います。仮に、現地確認簿と相違があった場合は、訂正箇所を二重線で訂正して、正しい内容を記入していただければと思います。3段目の矢印で書いておりますけれども、現地確認とか農家さんからの聞き取りで、もし仮にちゃんと作るよと言っていたけれども、作付けをしていないことが分かった場合は、作物名の欄に「自己保全管理」と記入していただければと思います。現地確認が終わりましたら、現地確認簿は11月29日までに農林振興課の方に提出をお願いしたいと思います。また、実際の確認の方法、書類の提出の方法等につきましては10月末か11月の頭くらいに直接郵送をさせていただきますので、そちらをご覧ください。ご不明な点がありましたら右下の担当にご連絡をいただければと思います。最後に、皆さんがだいたいどれくらい見て回らないといけないのかというところをイメージしていただくために、令和6年度の地区別現地確認一覧表を付けておりますので、ご参照いただければと思います。1点目の現地確認業務については以上になります。

続きまして、情報共有になりますけれども、こちらでも毎年度、各実行組合長の皆さんを通じてお願いをしているところでございますが、今年度の4月から10月31日までに有害鳥獣による被害をどれだけ受けているかという調査。それと来年の4月以降のワイヤーメッシュ柵の支給の事業の要望調査を行いたいと考えております。こちらの調査書類につきましては右上にありますとおり、10月15日付で各実行組合長さんあてにこの文書を出したいと考えております。この調査書類につきましては、中ほどに①と書いてありますけれども、農作物被害調査については各実行組合長様に組合員の皆さまの調査表を取りまとめいただいた上で、11月29日までに最寄りのJAまたは各地域センター、もしくは農林振興課に直接持って来ていただいても構いません。

また、2つ目の令和7年度以降のワイヤーメッシュの設置事業の要望書につきましては、実際に事業の実施を希望する3戸以上の農家の皆さまでグループを組織していただく形になりますので、その代表者の方が取りまとめて、こちら11月29日までにJAや地域センター、農林振興課に提出をお願いいたします。

最後に、「長崎市におけるイノシシ防護柵の貸与制度について」の資料をご覧ください。こちらが先日の農業委員会の会議の中でワイヤーメッシュも設置し始めてから結構な年数が経ってしまっていて、補修をしないといけない部分が出てきているという話を伺いまして、我々の方でもそういった声が上がっているというのは認識しておりまして、今年度の予算から補修用のワイヤーメッシュというのを購入して、皆様に貸与することといたしました。それにあたりまして、改めて制度の説明をさせていただいた方がいいかなと思ひまして、この資料を準備しております。イノシシのワイヤーメッシュ柵の制度が2パターンありまして、1つが左側の列になりますが、市単独の貸与事業。それと先ほど要望調査をするということでお話をいただいた国の事業を活用した事業と2つの種類がございます。それぞれ説明をさせていただきます。まず国の事業の方から説明させていただきます。右の

---

列になりますけれども、国の事業につきましては対象が農作物の被害を受けている農業者3名以上で組織をしていただくという形になります。ですので、個人で申請することはできません。貸与の上限というのは特になく、何mまでというのはありません。実際に貸与するものとしたしましては、ワイヤーメッシュ柵の本体、支柱、アンカー、結束線といったもの一式を支給させていただきます。また、ワイヤーメッシュ柵についてもメッキ加工されたものとなっております。申請の方法としたしましては、先ほどご説明いたしましたとおり、我々の方で実行組合長を通じて10月中旬ごろに要望調査を行いますので、そこで申請していただきます。その後、国の方と諸々やり取りをしまして、翌年の11月ごろに第1回目の納品。さらに翌年令和8年の1月に第2回目の納品という形になります。場合によっては、令和8年度の支給になる場合がありますので、こちらのメリットとしたしましては、メーター数の上限もなく、ワイヤーメッシュの設置に必要な材料もフルセットでいただくと、しかしながら、実際にもらえるまでに1年以上の時間がかかるということになってきます。一方で、市単独の貸与事業につきましては、農作物被害を受けている、こちらは家庭菜園を含んでおります、個人の方が申請できます。なので、グループを作る必要はございません。ただし、上限が250m142枚分となっております。また、貸与する物品につきましても原則ワイヤーメッシュ柵のみとなっております。それ以外の支柱鉄筋、アンカー、結束線につきましては自己負担ということになっております。ここが国の事業と大きく異なる点になっております。ただし、令和5年度から人・農地プランの中心経営体に位置付けられている農家の皆様につきましては、国の事業と同様に、ワイヤーメッシュ柵以外の関連資材についてもすべて貸与するというように制度を変えております。ただし、こちらはメッキ加工しておりませんので、その点ご注意ください。こちらの申請方法についてですが、長崎市にこのワイヤーメッシュ貸与の申請書を提出していただいた後に、だいたい2か月くらいでワイヤーメッシュ柵をお渡しできるという状況になります。申請書はあぐりの丘にある有害鳥獣相談センターにご連絡いただいて、現地確認に来た時に申請書を提出いただく場合もありますし、直接農林振興課の方に来ていただいても構いませんので、申請書を提出いただいた後に有害鳥獣相談センターの方から現地確認に来て、実際にその数量が必要なのかというのを確認させていただいた上で、貸与決定を出して、取りに来ていただくという流れになっております。ワイヤーメッシュ柵の設置が完了いたしましたら、完了報告書を提出していただくということになります。そして、3つ目の中点に書いておりますとおり、来年の1月からワイヤーメッシュ柵の補修用としたしまして小さいサイズ、こちら幅80cm、高さ50cmになります。通常のサイズが幅が2m、高さが1.2mになりますので、それより40%ぐらい小さいサイズの柵になっておりますが、そちらを支給するということになります。いずれにしましても、貸与の事業につきましてはそれぞれの畑の条件等に応じて、より有利な方を活用していただければと思いますので、ご不明な点がございましたら農林振興課へご相談をいただければと思います。また、その他の有害鳥獣対策に関する事業を長崎市でも準備しておりますので、資料のQRコードを読み込んでいただくといろいろな制度の概要を見られると思いますし、ご不明な点がございましたらお気軽に農林振興課の方までご連絡いただければご説明に伺いたいと思いますの

で、よろしく願いいたします。私からの説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課より説明がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

○城戸推進委員 係長が変わられましたので、質問させていただきます。水田の方とワイヤーメッシュで1点ずつなんですけれども、一番最後のページに記入例があると思うんですけど、ここで確認なんですけど、自己保全管理の取扱い、今までは作物を作っていたけれど、たまたま怪我して作れなかったと、それで自己保全管理になって、その面積のカウントが次年度以降、今年は作りますよとしてても、これはカウントされないわけでしょう。一回自己保全管理に戻せば。そこら辺の取扱い。

○農林振興課営農指導係長 そうですね。一旦自己保全管理にしてしまうと、次の年から対象にならないということになってきます。

○城戸推進委員 怪我してたまたましきれなかった。でもまた元気になったけん作ったと、そういう事情があれば、理由は立つとかなと思ったものだから。

○農林振興課営農指導係長 そこは国の方にもしっかり確認させていただいて、今度正式に現地確認業務をお願いするお手紙を送りますので、その中にしっかり書かせていただきます。

○城戸推進委員 ハウスとその他はどう違うとかな。

○農林振興課営農指導係長 単純にビニールハウスが建っているか、それかそれ以外の倉庫とかそういったものがあるかどうかです。

○城戸推進委員 その区分で変わるわけ。算出根拠は。

○農林振興課営農指導係長 交付金の額に関わるのではなく、国の会計検査が他の都市で入って、要はこの交付金をもらうときは必ず水田に戻せるような状態にしとかないといけないというふうにちょっとずつ変わってきているみたいなんです。今、全国的にコメが少なくなってきたので、どちらかという今後はたんぼコメを作っていくという方向にシフトしていったんじゃないかなと思っております。そういった中で、ハウスの内容によってはすぐに水田に戻せるものがあるとは思いますが、そうじゃないものについては、今後なかなか交付が難しくなるような感じですね。それで、その実態調査を含めて、細かい部分は我々の方で現地の方に行ったりとか、確認をさせていただくんですけども、一旦まずはそこに建っているかどうかということだけ、今回の現地確認でお

願いできればと思っております。

○城戸推進委員 もう一点よかですか。今、捕獲隊を作りまして、鋭意イノシシを捕獲しております。ありがとうございます。ワイヤーメッシュの規格で、以前は同じ間隔で汚れよったとけど、今度はどぶ付けで下が密になって、上が開いているタイプになってると思うんですけど、イノシシとかアナグマの習性で目の大きな方の上部に飛び込んで、作物を荒らすという事例がある。今、作物がサツマイモとかサトイモとかあるんですけど、結構彼らも頭良くなって、飛び込んでいくみたいなんです。それで、先ほども申し上げました、その補修用のワイヤーメッシュを上の方に張ることは可能なかどうか、対策という意味で。そこらへんを動物の習性を考えながらせんといかん、逆に人間が振り回されてる感じが見受けられている、そういう事例なんです。

○農林振興課営農指導係長 今、我々の方で考えている補修というのが、地際の部分でどうしてもイノシシが掘り起こしたりするんで、そこらへんが弱くなってしまうので、そこを補修する用として、今のところ購入をしている状況です。ただ、城戸さんが言われたような事例があるということ認識していなかったんで、そこは今後の検討課題かなと思っております。

○城戸推進委員 下が密になってると、上の方に上って飛び込んでくるんです。

○農林振興課営農指導係長 今回の補修用では難しいかもしれませんが、そこは今後研究させていただきたいと思います。

○議長 他にございませんか。

○森内推進委員 確認なんですけど、先ほど経営安定化の対策でですね、ハウスというのがありましたけれども、ハウスもビニールが被っていない土台の鉄骨だけのものがあるんですけど、それは結局露地になるんですか、それもハウスということになるんですか。

○農林振興課営農指導係長 ここは、その構造物が建っているかどうかを確認したいと思いますので、露地とかハウスとかの扱いではなくて、ハウスや施設が建っているかどうかで判断していただければ。

○森内推進委員 実際ビニールが被ってなくてもいいと。

○農林振興課営農指導係長 はい、大丈夫です。

○森内推進委員 分かりました。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、私から質問しますが、補修用のワイヤーメッシュはどぶ付けですか、ノーメッキですか。

○農林振興課営農指導係長 ノーメッキです。数量を稼ぐかそれともという部分で、今の段階ではどぶ付けではないんですけれども、ワイヤーメッシュも一時期は本当に市の貸与の方も2か月では到底支給できないような状況だったんですけれども、だいぶ落ち着いてきていますので、今後はそういった質を高めていくという方向を考えられると思いますので、そこは検討していきたいと思います。

○議長 国がほとんどメッキですから、国の方を推進して、皆さんに利用していただければ幸いです。

他にございませんか。ないようでしたら、農林振興課の職員の方は、ここで退席いたします。ありがとうございました。

それでは引き続き議案の審議に入ります。本日は、付議事項が4件ございます。まず初めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、潮見町の農地1筆466㎡について、〇〇〇に所在を置く〇〇〇が農地所有適格法人として農地を取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、〇〇〇の子会社である〇〇が潮見町において小規模基盤整備により、22筆7,912㎡を整備し、ハウス3棟を建設後、イチゴの栽培を行うもので、今回は6月に引き続き、22筆のうち1筆の申請がなされたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次がハウス配置図で、青で着色した部分に3棟のハウスを建設します。また、赤で囲んだ部分が全体計画の22筆7,912㎡で、赤で着色した部分が今回の申請地になります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第2号の農地所有適格法人要件は、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件すべての要件を満たしております。現地調査につきましては、3月13日に松尾隆治農業委員、城戸利美推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第1号議案2番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、為石町の農地3筆2,788㎡について、〇〇〇の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が、農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○

○の○側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが為石町○番の写真。次が為石町○番○と○番○の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、2人で500日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員から報告をお願いします。

**○山口推進委員** 現地調査についてご報告いたします。9月17日に、私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は兄に農地を贈与するもので、利用についてはヒワ、露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

**○農地係長** 続きまして第1号議案3番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は○○○の○○さんが所有する、上大野町の農地2筆255㎡について、○○○の○○さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が自宅に隣接する農地を購入し、新規就農するものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で330日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、4番の議案説明後併せて報告いたします。

続きまして、第1号議案4番についてご説明いたします。本件は○○○の○○さんが所有する、新牧野町の農地2筆1,034㎡について、○○○の○○さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理できないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。こちらが新牧野町○番○の写真。次が新牧野町○番○の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で550日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いします。

**○鶴田推進委員** 3番と4番の現地調査についてご報告いたします。9月19日に私と事務局とで現地確認を行いました。3番は自宅に隣接する農地を購入し、新規就農するもので、普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。4番は兄から弟に贈与を行うもので、ブドウ、

タケノコの栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する西海町の農地2筆について、〇〇〇の〇〇〇が資材置場兼駐車場として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が配置図でございます。赤で囲んだ部分が申請地で、隣接する青で囲んだ西海町〇番の山林及び西海町〇番の原野を併用して、5台分の駐車場と資材置場を整備する計画となっています。雨水排水については、敷地内に側溝を設置し水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査についてご報告いたします。9月18日に、私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、資材置場及び駐車場として転用を行うものですが、敷地の造成は行わず、現状のまま碎石を敷きならして使用します。また、隣接する耕作中の農地もないことから転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第2号議案2番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが駐車場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。

い。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が配置図でございます。赤で囲んだ部分が申請地で、青で囲んだ隣接する川原町〇番及び〇番の宅地を併用し、事業用トラックの駐車場3台分を整備する計画となっております。雨水排水につきましては、自然流下により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告いたします。9月17日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は事業用トラック3台分の駐車場を整備する計画ですが、周囲は宅地化が進み、耕作中の農地もないことから転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして第2号議案3番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する野母町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇〇がデイサービス利用者の健康増進のため、グランドゴルフ及びゲートボール場を設置する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が配置図でございます。敷地全体を現状の地盤高で路盤及びクレイ舗装により整備します。雨水につきましては、浸透配管の設置及び自然流下により東側の水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、三浦信男推進委員より報告をお願いします。

○三浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。9月18日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地はグラウンドゴルフ及びゲートボール場へ転用を行うものですが、敷地の造成は行わず、路盤及びクレイ舗装により運動施設を整備する計画となっております。また、雨水については浸透配管により処理するなど被害防除計画も適切であり、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆、1,545㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆、1,545㎡について、10年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、16,410㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査についてご報告いたします。9月18日に、私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第3号議案2番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆、1,365㎡の内1,000㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,000㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,000㎡となり、利用につきましては露地野菜の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松本貞幸推進委員より報告をお願いします。

○松本推進委員 現地調査についてご報告いたします。9月17日に、私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況については、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第4号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第4号議案1番の非農地判断の年次計画案件についてご説明いたします。議案書は5ページから9ページにかけて掲載しております。それでは、議案書9ページをご覧ください。表の下の方に集計をしておりますが、対象地は畦町の399筆88,434.10㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。畦町全体の航空写真になりますが、対象地の畦町は長崎漁港の西に位置しています。なお北側の山間部については、平成29年7月の総会にて既に非農地判断されております。次が拡大した航空写真になります。拡大した写真が3枚ほどございます。次が現地の写真です。現地の写真が5枚ほどございます。現地の立会いは、令和6年9月4日に井川義英農業委員及び野本英世推進委員をお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第4号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項

の報告について」事務局から報告をお願いします。

○農地係長 それでは、報告事項1についてご報告いたします。報告事項の資料の1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が、3件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、9月10日に開催されました。資料は、2ページと3ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

引き続き、その他の事項に入ります。その他の事項3「農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」事務局から説明をお願いします。

○事務長 それでは、その他の事項3「農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」ご説明いたします。その他の事項の資料1ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、長崎市へ提出する「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」について準備を進めているところです。まず、意見書提出までの今後のスケジュールでございますが、2に記載のとおり10月の総会で付議事項として意見書についてご審議いただき、11月21日14時から運営委員出席のもと、市長へ意見書を提出する予定としております。詳細が決定次第改めてご連絡させていただきます。資料の2ページから現時点での意見書（案）として整理したのになります。委員の皆さんに事前に送付していた（案）と意見の内容については変更ありませんが、先日開催した運営委員会での協議を基に、修正している部分がありますので、あらかじめご了承ください。少し長くなりますが、まず、全文を読み上げさせていただきます。その後、委員の皆さんからご意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、資料の4ページをご覧ください。こちらは前文といいますか、去年のものを踏襲しておりますが、一番ポイントになるのが上から9行目あたりに米の高騰を入れております。昨今非常に米の販売価格が高くなっているというところが最近の話題ではないかなと思って入れております。あとで見えていただければと思います。それでは6ページから読んでいきます。

－ 意見書案読み上げ －

以上が、現時点での意見書案でございます。次の8ページが事前に皆さんに地区ごとにご意見を伺ったものを集約しているものですが、これをできるだけ盛り込む形で作っているつもりではあります。その中で、1番目が新規就農ということで、新しく呼び込むという話と、2番目が今の農業をなんとかしていきたいという話と、3番目が未来へのということで子どもさんへの教育という面、4番目は農業委員会の予算の確保という流れ

にしているんですけど、1の(1)は新規就農してきた人が戻ったりという話を聞いたりもしたので、そういうことがないようにという意味を込めて作りました。先月と今月の運営委員会の中で、会長さんをはじめ委員の皆さんと話をしながら作ってきたところです。(2)は何が言いたいかというと、飛騨の高山市で取組みをやっていると聞きまして、観光でまちに来て、農業の手伝いもするという事業がありましたので、長崎市でもできないかということで載せております。(3)は令和9年からということになっていますが、外国人労働者関係の法の改正で、研修制度が育成就労に変わることもあって、外国人労働力を確保、使えないかということで書いております。

2番目はやはり、全体に言えるのは現営農者への支援が薄いのではないだろうか、新規就農の方に比べると手薄になっているんじゃないかということなので、その辺をなんとかしてほしいと皆さんから意見を伺っているところでありますので、そういったところを書いております。2の(4)は有害鳥獣は先ほど農林振興課からも話があったとおり、老朽化の支援ということで、やってくれるという話があったんですけど、有害鳥獣減ってはきていてはいますが、まだまだやってほしいということで書いております。

3番目は意外と地産地消って学校給食で使われていないということも聞いていまして、学校で作るのではなく、学校給食センターなどでまとめて作るようになってきているため、それなりの数を揃えて入れないといけないということもあるんでしょうが、なかなか学校で使われていないという話も聞いておりますし、農作業体験というのも農委だより夏号で三重地区で行われたのを記事にしましたけれど、こういったものをもっとやっていくべきじゃないのかということで書いております。

4番目はタブレットの話ですけども、農業委員さんにタブレットを配布するための予算、これはどちらかというと農業委員会事務局の方で回答しないといけませんけれども、予算の確保という話と報酬を上げてほしいというご意見を聞いておりますので、これも要望として挙げております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○上川委員 事務局の方でまとめていただいて、ありがたく思っておりますが、一部修正をしたらどうかという意見と、最後にまとめとして言葉を述べさせていただきます。まず、1の担い手・労働力の確保の中の(1)ですね、JA等関係機関との連携というのが書いてありますが、これに対しても県というのも一応文言として入れてはどうかと思っております。それと、(3)の外国人労働者の登用ですね、これはいろいろなハードルがまだまだ長崎市にとってはあろうかと思えます。詳しく申しますと、労働賃金の問題、それと言語の問題ということクリアしていかないと、なかなか一気に派遣というわけにはいかないだろうと思っております。それと2の「永続的な営農には現状の営農の」と営農が2つ続いております。これを2番目の「現状の営農」というところの「営農」を「農業者」または「農家」という言葉に置き換えるような表現でどうかなと思った次第でございます。

それと、まとめでございますが、やはり我々の茂木地区だけでなく他の地区でもありましたけれども、中山間地をどう維持発展させるのかということを中心に大きく命題として取り上げて、提言を議会なりにしてほしいと、ここをやっぱり解決していかないと長崎市の農業は発展することすらできないと思っておりますので、詳細なものはお任せしますけれども、それを含めてよりよく議論等検討いただけたらと思っております。以上でございます。

○事務長 ご指摘ありがとうございます。検討していきたいと思えます。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、ただいまの意見も踏まえて、さらに検討を重ねて、来月の総会でご承認いただいて、その後市長に提出ということで進めさせていただきます。続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 4「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 5「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 4 及び 5 について、続けて説明させていただきます。まず、その他の事項 4 全国農業新聞の定期購読目標の達成状況についてでございますが、その他の事項の資料の 9 ページをご覧ください。令和 6 年度の目標部数は 120 部となっており、現在の購読部数は先月の報告以降、1 件の中止の申し出がありましたので、105 部となっております。目標達成に向けてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、その他の事項 5「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」についてご説明いたします。資料 10 ページ及び 11 ページに「令和 6 年度上半期の活動記録集計表」を記載しております。ご確認いただき、日数についてご自身が把握している日数と異なっている場合は、後ほど事務局にご連絡ください。また、委員活動記録の提出について、改めてのご説明となりますが、今年度の長崎市農業委員会の委員 1 人あたりの月平均活動日数の目標は 8 日以上と設定しております。昨年度もこの「8 日」という目標は達成できておりますが、この活動目標の達成状況に基づき、国から県を通じて各市町の農業委員会に配分される「農地利用最適化交付金」の金額が決定されます。また、この交付金は、年度末に支払う委員の皆さまの年額報酬や農業委員会の事務経費に充てられます。委員の皆さまには、日々の活動について、毎月、その内容をご報告いただいているところですが、目標の達成状況に応じて配分される交付金額が増減し、皆さまの年額報酬にも影響することとなりますので、実施した活動が成果に反映されるよう、活動を行った場合は、漏れなくご報告をお願いいたします。例えば、現在、一部の委員の皆さまに、各地区の地域計画の策定に向けた「今後の農業経営意向に関する調査」をお願いしているところですが、農地

所有者に対する調査票の配布・説明・回収という活動についても、農地の意向把握につながる活動に該当し、カウントすることができますので、ご報告をお願いいたします。また、該当するか不明なものにつきましても、分かる範囲で記載いただければ、後ほど事務局で確認し、追記もさせていただいておりますので、目標達成に向けてご協力をよろしく願います。その他の事項4及び5についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、何か皆様からご報告などありましたらお願いします。

○城戸推進委員 新しく内閣も変わり、選挙も27日と聞いておりますけれども、一番気になるところが、農業行政と思います。意見書にも書いてあるんですけども、果たして関係機関とはどこやとなった段階で、誰かが旗を振って、今の長崎市の農業を発展させるしくみを何かプロジェクトじゃないけどJA、地産地消公社、県、市、農業委員会を含めた形で何か旗振りができないかと、今の上川さんのお話じゃないんですけども、ちょっと今気づいたものですから、よろしく回答をお願いします。

○議長 今、関係機関と言われたところは同じようなところですよ。それぞれの立場で農業振興という掛け声でやっているわけですけども、一応情報提供あたりで、本当に一丸となって長崎県の農業を推進していこうというのが、まだ農家の皆さんに、さきほども上川委員が中山間地の振興についても意見がございましたけれども、そこらへんがまだ見えてこないところがございますけれども、これから皆さん方にご意見をいただきながら、私も県や中央会あたりにもちゃんと言って、進めていきたいと思っております。まだまだ力が足りないわけですけども、皆さん方のご協力とご指導をよろしくお願いいたします。また、いろいろなことのご報告もしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今度、代表集会にも行くわけですけども、行けば国会議員とも長崎の農業について話をするわけですけども、なかなか国会議員さんたちも現場をよく知らないし、理解していないようなので、その時は意見を言われるんですけど、それを果たして本当に農林省とかいرونなところに対して言ってもらえるのかというのがひとつの大きな問題ではないかと思っております。前は、金子大臣とか加藤農林副大臣とかいらっしやったときには、私たちのところに農林省を呼んで、意見を一緒に聞いていただいていたんですけども、なかなか今は長崎にそういった力のある国会議員さんがいらっしやらないので、これから選挙もありますので、頑張ってください、やっぱり選挙の時は農業は国の要であるといつも言うんですけども、あがってしまったら忘れるんですもんね。それで皆さん方にもひとつ、近くにおられる市議員さんたちにも、農業の推進に力を貸していただけるよう言っ

ていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

他にございませんか。ないようでしたら、最後にその他の事項6「令和6年10月、11月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 ありがとうございます。それでは、これで9月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。